

## 全国民間保育園経営研究懇話会（以下全国経営懇）の一般社団法人化に向けての Q&A

**Q1** 一般社団法人って何？ なぜ、一般社団法人化するの？

**A1** 一般社団法人は非営利組織です。法務局に定款や所在などを届け出て法人格をとることを意味しています。任意団体では、届け出は必要なく法律的には認知されにくいですが、一般社団法人では、定款や会計についても届け出が必要になり、法人格として認知されます。定款や決算を届けることで社会的認知が深まり信頼度も高まります。この認知の深まりや信頼度の高まりが、今回、一般社団法人化する意義にあたります。

**Q2** 一般社団法人になると何が変わるの？

**A2** 会員の皆様につきましたは、ほとんど変わりはありませんが、総会の成立要件が変わりますので、Q8をご覧ください。

変わる点は、手続きや決算の在り方等です。この点は、現三役（今後は常務執行理事）が会則を定款（皆様にもご承認を得て）に変えて届出をします。また、税理士と契約を結び、日々の会計を行い、決算を明らかにし、法務局に届け出を行います。組織が認知されるために信頼度を高めるためにこれらのことが必要になります。

**Q3** 全国経営懇（任意団体）が一般財団法人格を取得することで、全国経営懇と地域の「経営懇」との関係はどうなるのでしょうか？

**A3** 地域には「経営懇」もあれば、愛知の「愛とも連」もあり、大阪の「一般社団法人 社会福祉経営全国会議 大阪支部」他にも神奈川、宮城など多くの地域組織があります。それらは長い保育運動の中で培われ地域の特性を生かしたいろんな形態の組織となっています。地域の保育運動の担い手として運動方針・予算・決算を持ち活動をしている地域組織もあります。また、地域組織からの推薦で全国経営懇役員を送り出している地域もあります。それらの地域組織は全国経営懇とは直接つながっておらず、上部組織・下部組織という関係性も会費上納もありません。

一般財団法人を取得し活動をする事になっても、この関係性が変わることなく、それぞれが独立した地域組織です。ですから各地の組織に、活動方針を下ろして徹底する、ということはありません。また、上納金があるわけではありません。地域は地域の独立した団体の会費があり、全国経営懇も独立して会費があります。

今までのようにお互いがそれぞれの組織を尊重しあい、緩やかに連絡を取り、情報の共有・協力等を行なうことには変わりはありません。

**Q4** 正会員は「施設単位」ということであれば、たとえば、3つの保育園、1つの小規模保育事業所が加盟していると4会員加盟となるのですか。

**A4** 全国経営懇は施設単位で活動を行っています。一般社団法人になってもその活動形態は変わりませんが、1施設1正会員が基本となります。それは、施設ごとに議決権が付与されるからです。

例えば、4つの保育園を持つ法人が加入したいと申し出があったとします。全国経営懇は施設単位の加入になるため、全国経営懇としては、4会員になっていただきたいですが、財政やその他の理由からやむを得ず、3会員しか入れないと法人や施設が判断されればそのようになります。

全国経営懇への加入要件は、法人単位でも個人加入でもなく、施設単位での加入となっています。

**Q5** 現在の役員が一般社団法人の理事となることについて、理事には、私個人としてではなく、施設の会員が任命されたという考え方でいいのでしょうか？その場合、私個人に法的責任は何か生じるのでしょうか？

**A5** 会員である施設の方が理事として任命されることとなります。しかし、現在は、個人に役員としてお願いして任命された場合や地域の任意団体から任命され役員になった方もおられます。理事になっても施設が正会員であれば条件は満たしますので任命の仕方は問われません。

また、法的責任は、下記ようになります。

- ①一般社団法人と理事は民法の委任の関係にある。よって、理事は一般社団法人に対しては、委任契約にもとづいて、いわゆる「善管注」（善良なる管理者としての注意義務）を負うことになる。
- ②理事は、法令・定款・社員総会の決議を順守し、一般社団法人のために忠実に職務を行う義務（忠実義務）を負う。
- ③理事が①②の義務違反を行った場合、一般社団法人に対し、これにより生じた損害を賠償する責任を負う。
- ④理事は悪意、または、重大な過失によって第三者に損害を与えた場合、その第三者に損害を賠償する責任を負う。

以上ようになりますが、上記以外のことは、全国経営懇として解決することとなります。

**Q6** 一般社団法人の理事となることを、私の所属している社会福祉法人に申し出る必要があるのでしょうか？

**A6** 理事という立場で、他団体の理事になることは問題ありません。ただ、理事をすることを所属の法人に知らせていた方がいろいろとわかちあえるのでよいと思います。

**Q7** 役員（理事）に報酬はありますか、報酬規程も特に整備しないのでしょうか？

**A7** 一般社団法人の理事になっても報酬はありません。運動団体として活動していることに変わりはありませんので報酬規程もありません。

**Q8** 総会は、今までと変わりはありませんか？

- A8**
- ① 決算時期を3月としているところが一般的ですが、全国経営懇でも、3月決算とし、総会時期を今まで通り6月総会としたいと考えています。
  - ② 総会で変わるところは、総会の成立要件が「委任状を含め過半数を超える」ことです。現在の組織では、そこまでの制約がなく成立していました。今後、より多くのご出席をしていただくことや委任状など会員の皆様にはお願いをすることとなります。皆様に主体的に総会に参加いただき、まとめや方針をしっかりと討論を行いたいと思います。

**Q9** 理事会や常任理事会の交通費はどのようになりますか

**A9** リモート会議でない場合、会場までの交通費については支給されます。ただし総会は、会員の皆様と同じようにご負担いただくこととなります。